

## 令和7年第2回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和7年2月4日（火）午後2時00分から午後3時05分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 宏保、中村 茂、奥田 正人、勝野 仁司、山本 富義、柴田 智弘、近藤 辰夫、奥村 武司、伊藤 卓、竹谷 益孝、玉田 好二、奥村 保彦
農地利用最適化推進委員	江口 利広、津田 誠、山本 寛、國枝 悟、鈴木 泰示、鈴木 好則、奥村 松市、酒向 崇好、三宅 静喜
欠席委員	田中きょうこ
事務局	局長 小池 祐功、課長 後藤 道広、係長 山口 嘉之、再任用職員 前田 晃
議案	<p>第8号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について</p> <p>第9号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について</p> <p>第10号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について</p>
議長	<p>皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。</p> <p>令和7年第2回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の農業委員の出席は、14番、田中きょうこ委員から欠席届が提出されておりますので、13名で定足数に達しております。</p> <p>また、推進委員の出席は、9名です。</p> <p>これより令和7年第2回可児市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>【異議なしの声多数】</p> <p>それでは、2番大澤宏保委員、3番中村茂委員の両名を指名します。</p>
議長	<p>続きまして、日程第2、議案第8号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第2、議案第8号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請についてを説明します。</p> <p>今月の申請は、売買による所有権移転1件です。</p> <p>受付番号1番は、今の方と愛知県北名古屋市の方との間における売買による所有権移転</p>

です。

今地内において、譲受人は自身が所有する農地に隣接する申請地を取得して、営農の効率化を図るとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

本案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動は妥当と考えます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。  
受付番号1番、今お願いします。

近藤委員 農業委員8番の近藤から現地確認の報告をします。

今地区の県道善師野多治見線、今信号交差点から少し南に入った市道沿いにある農地です。昨年11月、隣接地を運送業の駐車場として転用する際、譲受人が所有する農地が該当し、減少するため、代替として自己所有農地の隣接地を取得するための申請で、自己所有農地と一体で耕作されますので、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見・質問なし】

委員 長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第8号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 長 【異議なしの声多数】

委員 長 異議ないものと認め、議案第8号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 続きまして、日程第3、議案第9号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第3、議案第9号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について説明します。

今月の申請は、1件です。

受付番号1番は、下恵土の方が農地転用の許可を求めるもので、下恵土地内で隣接地を一体利用して、一般個人住宅の敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、隣接する農地は、今月の5条同時申請地です。

申請者は、平成12年1月に相続により当該農地を取得しましたが、相続以前より当該農地を住宅敷地として利用していたため、始末書が提出されています。

本案件は、周辺への影響には十分注意を払うとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。  
受付番号1番、下恵土お願いします。

江口委員 推進委員1番の江口から現地確認の報告をします。

受付番号1番は、下恵土にありますスポーツクラブの南にある農地で、隣接地に子の家を建築するため調査したところ、現在居住している住宅の一部が農地へはみ出して建築されていたため、始末書が提出されている案件となります。

土地改良区の同意もあり、雨水は自然浸透で、現状のまま利用されますので、転用されても、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見・質問なし】

委員 長 この案件は、次の議案第10号、農地法第5条、受付番号1番、2番と関連しておりますので、併せてご意見、ご質問があれば、後ほどお願いします。

それでは、ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第9号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委員 長 【異議なしの声多数】

異議ないものと認め、議案第9号は、原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。

議長 続きまして、日程第4、議案第10号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第4、議案第10号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転4件、使用貸借権の設定1件、賃借権の設定2件の合計7件です。

受付番号1番は、下恵土の方と御嵩町の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、父の所有地に使用貸借権を設定し、隣接地を一体利用して一般個人住宅を建築するとのことでした。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことでした。

申請者は、平成12年1月に相続により当該農地を取得しましたが、相続以前より当該農地の一部を庭として利用していたため、始末書が提出されています。

受付番号2番は、下恵土の方と下恵土の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、隣接地を一体利用して住宅への進入路を整備するとのことでした。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置するとのことです。

受付番号3番は、矢戸の方外1名と菅刈の法人が、賃借権の設定で、農地転用許可を求めたものです。

転用事業者は、矢戸地内で、土木建築業の資材置場、駐車場の敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、周辺に農地はありません。

平成3年1月頃より、農地法の許可を得ず、当該農地を資材置場として利用していたため、始末書が提出されています。

以前より違反転用案件として、事務局から指導していた案件となります。

受付番号4番は、多治見市の方と下恵土の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めたものです。

転用事業者は、今地内で、所有する不動産物件の隣接地を一体利用して一般個人住宅の庭敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

隣接する住宅敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、既設の石積みにより防ぐとのことです。

昭和45年頃より、農地法の許可を得ず、当該農地を住宅敷地として利用していたため、始末書が提出されています。

受付番号5番は、大森の方と大森の共同事業者が、賃借権の設定で、一時転用許可を求めたものです。

転用事業者は、大森地内で、リニア中央新幹線トンネルルート上部付近のボーリング調査を行うとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

公共性の高い事業に供用するための転用であり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、ボーリング調査のみで、造成や建築工事は行わないとのことです。

一時転用の期間は、許可日から4か月間となります。

受付番号6番は、名古屋市天白区の方と広見の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めたものです。

転用事業者は、瀬田地内で、隣接地を一体利用して分譲住宅1棟を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号7番は、愛知県一宮市の方と各務原市の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、中恵土地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありませんが、コンクリートブロックを設置するとのことです。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長 只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、2番、下恵土お願いします。

江口委員 推進委員1番の江口が受付番号1番、2番の案件について報告します。

受付番号1番と2番は、4条、受付番号1番の西と北に隣接する、土地改良区域内にある農地です。受付番号1番は、父の所有地に使用貸借権を設定して、子が一般個人住宅を建築するための転用申請です。受付番号2番は、1番案件への進入路として整備するための転用申請となります。1番2番ともに、土地改良区の同意、上下水道とも整備されており、雨水は土地改良区排水路への排水で同意も得られており、転用されても、問題ないと思います。

議長 受付番号3番、矢戸お願いします。

國枝委員 推進委員4番の國枝が受付番号3番の案件について報告します。

受付番号3番は、矢戸の下水処理場の近く、市道と矢戸川に挟まれた場所にある農地で、土木建築業の法人が賃借権を設定して資材置場、駐車場敷地として利用しているため、始末書が提出されている案件です。以前より違反転用として、事務局から指導してこられた案件となります。1名の方の相続が未登記でしたが、今回相続が完了したことにより、申請された案件となり、資材置場、関係車両や従業員の駐車場として利用されるもので、雨水は自然浸透で、現状のまま使用されますので、問題ないと思います。

議長 受付番号4番、今お願いします。

近藤委員 農業委員8番の近藤が受付番号4番の案件について報告します。

受付番号4番は、今公民館の南の一般住宅に隣接する農地です。不動産会社が所有する住宅の前所有者の時に住宅敷地として一体利用されていたため、始末書が提出されている案件です。事務局から説明がありました。昭和45年頃から住宅の一部として利用されており、現状のまま使用されますので、問題ないと思います。

議長 受付番号5番、大森お願いします。

伊藤委員 農業委員10番の伊藤が受付番号5番の案件について報告します。

受付番号5番は、昨年の12月にも審議、許可した、転用目的が、リニア中央新幹線トンネルルート上部付近のボーリング調査での一時転用許可案件の近くで、調査地点を追加するための転用申請です。やぐらを組んでボーリング調査を実施され、許可日から4か月間の一時転用で、工事終了後は農地へ復元されます。周囲への影響もないため、転用され

議 長 ても、問題ないと思います。  
 玉 田 委員 受付番号 6 番、瀬田お願いします。  
 農 業 委員 12 番の玉田が受付番号 6 番の案件について報告します。  
 受付番号 6 番は、瀬田にあります岐阜ローズガーデン西入口の西で、瀬田集落にある既存住宅を解体して、一部は宅地で更地分譲、残りの宅地部分と申請地を一体利用して 1 棟の分譲住宅を建築するための転用申請です。周囲にはコンクリートブロックを設置され、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議 長 受付番号 7 番、中恵土お願いします。  
 三 宅 委員 推進委員 9 番の三宅が受付番号 7 番の案件について報告します。  
 受付番号 7 番は、中恵土前波、県道御嵩犬山線、ガソリンスタンド交差点から北へ入ったところにある農地で、譲受人が購入されて、一般個人住宅を建築するための転用申請です。隣接所有者への説明も済み、周囲にはコンクリートブロックを設置して被害防除されます。雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。  
 中 村 委員 受付番号 3 番の案件について、令和 3 年 1 月頃から資材置場として利用しているようだが、どこの業者が埋立てを行ったか把握していますか。  
 事 務 局 埋立ては、前任課長の時から始まり、賃借人である転用事業者が埋立てを行っており、何度か農地転用申請書を提出する様、指導をしてきた案件として引継しています。  
 転用申請が遅くなった理由に、土地所有者である賃貸人の 1 人が死亡し、相続登記未手続で、相続人が確定していなかったことから、転用申請に必要な書類が準備できず、転用申請が遅れていました。昨年相続人が確定し登記も完了したため、今回申請された案件です。

中 村 委員 相続未手続で転用申請が遅くなった事は理解できるが、無許可で埋立てしたことは、農地法違反に該当しますよね。  
 事 務 局 無許可で埋め立てしたことは、農地法違反に該当していて、当時から事務局と地元農業委員からは何度か転用申請する様指導をしてきました。

中 村 委員 申請地は、周囲に農地も無く、農業用施設等への影響も無く、許可することに問題はないが、無許可で埋め立てして利用しており、悪質ではないか。  
 事 務 局 埋立てが開始された当時から、事務局から何度か指導はしてきました。  
 山 本 委員 地元地区の農業委員として前任委員から違反案件として引継した案件です。  
 貸人は地元の方ですし、借人の業者も市内の業者で両方とも知っていて、私も何度か指導をしてきました。  
 借人の事業者は、土木建築業をしており、早急に資材置場が必要であったため、貸人、借人両者が口約束をして、埋立てを始めてしまったようです。貸人の一人が死亡され、相続人がなかなか確定しなかったため、申請が遅れていた事は事実です。  
 農地法違反である事は、理解されており、始末書も提出されています。

議長 今後も、今回の案件のように、相続人が未確定で、当事者間での口約束だけで、埋立てをしてしまう案件を阻止する方法を事務局は考えていますか。

事務局 農業委員も3年の任期で交代してしまうため、今後同様な案件が発生した場合の対処方法を明確にする必要がある。

事務局 今回の違反転用事業者については、事務局で作成している違反転用事業者リストに追加記載して管理し、指導を行います。

事務局 埋立て等違反転用案件の発見については、委員さんの農地パトロール、転用案件の現地確認等で早期発見に努め、着手した初期であれば、事務局と地元委員さんの共同で中止指導等を行い、申請書の提出が必要なことを説明、指導を行います。

事務局も人事異動で職員が交代しますが、引継事項とし引継を行います。委員のみならず、引継で新任委員へ引継をお願いいたします。

中村委員 引継ぐ方法について何か考えはあるのか。

事務局 委員の交代時には、委員間での引継をお願いします。事務局からは、新委員への説明会等で引継事項として、説明を行いたいと考えています。

議長 長 員 長 その他に、ご意見等はございませんか。

【意見・質疑なし】

議長 長 員 長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議長 長 員 長 議案第10号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 長 員 長 異議ないものと認め、議案第10号は、原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。

議長 長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議長 長 続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、協議、報告及び連絡事項について、説明いたします。

1. 農地の適正管理の1月指導分について報告します。

別添資料1をご覧ください。(件数1件)

農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。

2. 農地の形状変更(水田の畑地転換又は盛土・切土)の届出書の1月届出分です。

届出はありませんでした。

3. 農業用施設の届出書の1月届出分です。

別添資料2をご覧ください。(件数1件)

4. 1月中に届出のあった農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告します。

10件の届出がありました。

田 19筆 13,589.12㎡ 畑 22筆 5,884.82㎡ 合計 41筆 19,473.94㎡

5. 今後の日程について説明します。

次回の現地確認は2月27日の木曜日を予定しています。

また、令和7年第3回農業委員会総会は、令和7年3月4日火曜日に午後2時から庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。

6. その他

・ 農業委員・農地利用最適化推進委員大会（再掲）

【日 時】 令和7年2月18日（火） 13：00～16：00

【場 所】 岐阜市 岐阜グランドホテル

【集合場所】 中恵土地区センター 11時25分までに集合

・ 農業経営基盤の強化の促進に関する計画の策定における意見聴取について  
次回の第3回総会において審議するため、今回説明を行います。

各自持ち帰り、再度確認をお願いします。

地域計画（案）9地区について、産業振興課より説明

一部委員より質疑があり産業振興課が回答

疑問、意見等がある場合は、直接、産業振興課まで連絡してください。

議

長

これもちまして、令和7年第2回可児市農業委員会総会を閉会いたします。

委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様でございました。